平成２２年（フ）第２０９１号
堺市北区南花田町331番地　斉藤ハイツ103号
債務者　渡邉　武子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
堺市西区津久野町１丁３番２―1106号
債務者　焼鳥一八こと　石井　文男
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２４号
堺市西区浜寺諏訪森町中３丁246　東三光荘60、住民票上の住所堺市西区鳳北町９丁520番地１　206号
債務者　長谷　立美
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２号
北海道芦別市頼城町１番地
債務者　三上とみ子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第７号
北海道滝川市泉町286番地５
債務者　深江　秀男
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
岩手県大船渡市盛町字権現堂１番地４
債務者　志田　雄太
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３１号
岩手県大船渡市盛町字権現堂１番地４
債務者　志田　陽平
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２０５号
茨城県北茨城市関本町関本中3187番地２　カワラブキコーポＢ１
債務者　渡邉　真一
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第９号
茨城県北茨城市中郷町足洗341番地１
債務者　森泉美知代
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第２６号
埼玉県熊谷市江南中央１丁目15番地４　Ｋｍフローレンス江南301
債務者　伊藤　康博
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２号
千葉県木更津市岩根３丁目６番28号
債務者　城直　年子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第９号
千葉県木更津市請西１丁目１番22号　風間建材ビル１階
債務者　知念　悟
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１１６号
新潟県上越市春日新田１丁目24番32号　ベルメゾンスバル102号
債務者　小柳　智美（旧姓新保）
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１２７号
新潟県上越市高土町２丁目４番17号　コーポ丸山101号
債務者　村山　光子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第７号
新潟県上越市中央３丁目４番32号、前住所新潟県上越市大和４丁目６番19号
債務者　米持　幸作
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第９号
新潟県上越市石橋１番27号　コーポ山口203
債務者　三上　久男
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第３６号
長野県塩尻市大字宗賀5220番地19
債務者　中村　光子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２９８３号
名古屋市千種区千代田橋２丁目５番１―206号　タウン千代田橋住宅
債務者　原永　洋子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部